

平成16年7月27日

報道機関 各位

情報化推進部情報企画課長
河野 登

広島大学と国際協力銀行との協力協定の締結 について

このたび、広島大学と国際協力銀行は、海外経済協力業務の効率的・効果的な実施に向け、協力関係強化を行うための協力協定を、別紙のとおり締結しましたのでお知らせします。

【問い合わせ先】

広島大学国際部国際協力グループ 高光

TEL 082-424-6042

E-mail kokusai-fkacho@office.hiroshima-u.ac.jp

国際協力銀行広報室報道班 根岸、田村

TEL 03-5218-3100

[発信枚数;A4版 5枚(本票含む)]

- ・[資料1](#)・[資料2](#)
- ・[協力協定書](#)

2004年7月27日
国立大学法人 広島大学
国際協力銀行

広島大学と国際協力銀行が協力協定を締結
～広島大学の知見・ノウハウを円借款業務に活用するために連携を実施～

1. 国立大学法人広島大学(所在地：広島県東広島市、学長：牟田泰三)と、国際協力銀行(所在地：東京都千代田区、総裁：篠沢恭助)は、本日、海外経済協力業務の効率的・効果的实施に向けた協力関係強化を行うための協力協定を締結いたしました。
2. 2003年8月に改訂された新ODA大綱では、日本の経験と知見の活用が基本方針の一つとして掲げられており、国内の大学などの関係者がODAに参加し、その技術や知見を活かすことができるよう連携を強化することが謳われています。また、国民参加の拡大を目指して、人材育成と開発研究の重要性にも触れられており、専門性を持った人材を育成するとともに、開発途上国に関する地域研究、開発政策研究を活発化し、日本の知的資産の蓄積を図ることも重要な課題として位置づけられています。
3. 広島大学は世界トップレベルの特色ある総合研究大学を到達目標として、教育、研究、社会貢献に取り組んでいます。特に、社会貢献を三本柱の一つとして掲げ「地域社会・国際社会との共存」の理念の下に社会連携活動、国際交流活動を積極的に推進することとしております。また、広島大学北京研究センターを開設するなど、国際的な交流・連携・協力体制を整備し、大学の有する知的・人的・物的資源を積極的に解放・活用し、未来社会の創造に貢献します。
国際協力銀行は、「海外経済協力業務実施方針」(注)の中で「我が国の知見・ノウハウを活用した支援の重視」「国民参加の業務運営」「開発パートナーシップの重視」を明示しており、その下で大学等との連携による日本の知見・ノウハウの活用を進めています。
4. 今般の広島大学と国際協力銀行との協力協定は、広島大学の海外での教育、研究の蓄積や人材を円借款業務において活用し、両者共同で知識と実務の有機的な結合を進めることにより、アジアを中心とする世界にとって重要な、海外協力分野における諸課題に対する解決策の提供と国際社会に貢献できるリーダーの育成を目的として締結するものです。今後、本協力協定を契機に両者は、海外協力分野における学術研究および教育の発展へ向けて、一層密接な連携と相互交流を図り、さまざまなニーズに対応できるフレキシブルな人材育成プログラムの構築をも目指しています。

ODA

(注) 国際協力銀行法に基づき、円借款業務を効果的かつ効率的に実施するため、大綱やODA中期政策を踏まえ円借款の重点事項等を定める円借款業務の基本方針。

日
学
行

2004年7月27
国立大学法人 広島大
国際協力銀

広島大学と国際協力銀行の連携分野

1. 国立大学法人広島大学と、国際協力銀行（JBIC）は、本日締結した協力協定に基づき、以下の分野を中心として、具体的な連携を検討していく予定です。

2. 国際環境協力事業

広島大学大学院国際協力研究科（IDEC）の21世紀COEプログラム「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」（2003～07年度、拠点リーダー：松岡俊二教授）においては、JBICが第三者評価委員会の委員（丹呉理事）に就任していることに加え、JBIC職員2名が共同研究者としても参画しています。2004年11月3日には中国・北京で、広島大学・JBIC等主催の国際シンポジウム「社会的環境管理能力の形成と日中協力」を開催致します。また、両者等がメンバーの「社会的能力形成に関する日本委員会」が2005年11月、米国・ワシントンDCで世界銀行との「途上国における社会的環境管理能力の形成」に関する共同セミナーを開催する計画を進めています。さらに、これら共同事業の成果を踏まえ、IDEC及び大学院工学研究科を中心とする広島大学とJBICとの間で、プロジェクト評価をはじめ、環境分野での連携を検討していきます。

3. 国際平和協力事業

広島大学は、被爆地の経験を踏まえて関連する平和研究を行ってきました。一方、新ODA大綱（2003年8月制定）において「平和の構築」が重点課題として盛り込まれたことを踏まえ、JBICにおいても、同分野の取組みを強化しつつあります。行内の開発金融研究所では調査報告「紛争と開発：JBICの役割」（2003年）をまとめています。今後は、日本のODAが平和構築において果たすべき役割についての調査・研究等の分野において、広島大学のIDEC、教育開発国際協力センター（CICE）、平和科学研究センター等の教員とJBICが連携していくことを検討していきます。

4. 国際教育協力事業

これまで当該事業については、広島大学側でCICEが中心となって実績を残してきています（CICE教員のJBICインドネシア高等教育セクター調査の企画・実施への協力、JBICからCICEへの客員研究員派遣、JBICによるCICE主催会合への支援等）。今後はCICEが関わる事業を更に推進するとともに、学内他部局も参加して同様の事業を進めていきます。

5. 中国内陸部・人材育成事業*

JBICの中国内陸部・人材育成事業の対象大学へのソフト面の支援として、広島大学で当該大学教職員の環境保全、地域活性化・交流及び市場ルール強化に関する研修を実施する予定です。

*陝西省、甘肅省、四川省、重慶市、雲南省、湖南省、新疆ウイグル自治区、広西壮族自治区、貴州省、吉林省、安徽省、河南省、青海省、寧夏回族自治区、黒龍江省、江西省、湖北省、山西省の18省が対象

国際協力銀行と広島大学との間の協力協定書

国際協力銀行(以下「甲」という。)と、広島大学(以下「乙」という。)は、甲の海外経済協力分野における相互交流(以下「本件交流」という。)に関し、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、本件交流が学術研究及び教育の発展を目的とし、それぞれの自主性に基づいて行われるものであることを確認する。

(事業の推進)

第2条 甲及び乙は、本件交流の具体的な内容について、個別の事業毎に協議し、決定する。

2. 前項の協議により必要と判断された場合は、別途、甲乙間で(場合により甲と乙の担当部局又は教職員との間で)事業等の内容に関する個別の契約又は覚書等を締結する。

(推進体制)

第3条 甲及び乙は、本件交流にあたっては、必要に応じて甲及び乙双方の構成員による交流推進会議を開催して、協力事業を推進する。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方より開示を受け又は知り得た技術及び営業上その他一切の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者(乙に所属する学生及び本件交流に直接関与しない乙の教職員を含む。)に開示・漏洩し、又は第1条の目的以外の目的をもって利用してはならないものとする。

2. 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了又は第6条による解除により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。
3. 甲及び乙は、甲及び乙に所属し本件交流に直接関与する者に前2項に記載された義務を遵守させるものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日より平成17年3月末日までとし、その後においては、期間満了の前月末日までに甲又は乙のいずれかから、相手方に対し協定を更新しない旨の書面に

よる意思表示がない限りは、同一の内容をもって1年間更新され、その後も同様とする。

(解除)

第6条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議し、決定する。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙の各代表者が記名捺印し、各1通を保有する。

平成16年7月27日

(甲) 東京都千代田区大手町一丁目4番1号

国際協力銀行

理事 丹呉 圭一

(乙) 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号

広島大学

理事・副学長(研究・国際担当) 吉里 勝利